

# 事業主のみなさまへ

## あいりん地域日雇労働者の雇用をお願いします！

あいりん地域日雇労働者は、そのほとんどが建設業に従事していますが、建設業界の合理化・機械化などにより、その需要は大きく減少しており、あいりん地域における日雇労働者の就労機会の確保は、単なる雇用対策にとどまらず、福祉や地域対策の面からも大変重要な課題となっています。

大阪市といたしましても、一人でも多くの日雇労働者の就労機会を確保するため、求人拡大を図ることが重要であると考えております。

貴事業者の皆様方におかれましても、こうした実情についてご理解いただき、あいりん地域日雇労働者の雇用の拡大のため、(公財)西成労働福祉センターまで求人情報をご提供いただきますようお願いいたします。

また、特に高齢の日雇労働者は、仕事に就くことすら困難な環境に置かれていますので、高齢者でも可能な軽作業がございましたら、ぜひ求人情報をご提供いただきますようお願いいたします。

求人に関するご連絡・お問合せ先

(公財)西成労働福祉センター紹介課

〒557-0004 大阪市西成区萩之茶屋1-3-28

TEL(06)6641-0131

FAX(06)6641-0297

※ あいりん地域において建設労働者を募集する場合、あいりん労働公共職業安定所より「募集従事者証」の交付を受けるか、(公財)西成労働福祉センターへ求人事業所として登録をしていただく必要がありますので、ご注意ください(裏面「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(抜粋)」参照)。

大阪市民政局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課 TEL(06)6208-7351

大阪市福祉局生活福祉部自立支援課(ホームレス自立支援グループ) TEL(06)6208-7926

# 日雇労働者の適正な募集・雇入れをお願いします

建設業の雇用管理として、次の事項を整備してください。

－建設労働者の雇用の改善等に関する法律（抜粋）－

## 1 雇用管理責任者の選任（第5条）

事業主は、建設業を行う事業場ごとに雇用管理責任者を選任しなければなりません。

さらに雇用管理責任者を対象に研修を受けさせるなど、雇用管理に必要な知識を身につけさせるよう努めなければなりません。

## 2 募集に関する事項の届出（第6条）

事業主は、特定地域（大阪府においては西成区）において、従業員に直接募集の方法で、労働者を募集させようとするときは、その募集活動に従事させる従業員の氏名等、募集に関する事項を公共職業安定所長に届け出なければなりません。

## 3 雇入れに関する文書の交付（第7条）

事業主は、建設労働者を雇い入れたときは、その労働者に対して速やかに事業主の氏名、雇用期間、労働条件等を明らかにした文書を交付しなければなりません。

## 4 下請けに関する書類の備え付け及び援助（第8条）

(1) 工事を受注した元請事業主（元方）は、その工事に係わるすべての下請について、その氏名、名称、作業予定期間、雇用管理責任者の氏名を明示した書類を事業場ごとに備えておかなければなりません。

(2) また、元請事業主（元方）は、下請事業主が適正に雇用管理を行うよう、助言・指導等の援助を行うよう努めなければなりません。

## 建設業退職金共済制度の活用について

建設業者は、建設業退職金共済制度に加入するとともに、新しく現場で働くようになった現場労働者が共済手帳を持っているかどうかを確かめ、共済手帳を持っていない場合は、共済手帳を申請し、交付を受け、当該現場労働者に共済手帳を手渡してください。また、必要な共済証紙を購入し、その手帳に貼付してください。

建設業退職金共済制度についてのお問合せ先

勤労者退職金共済機構 建退共大阪府支部

大阪市中央区北浜東1-30大阪建設会館1階

TEL(06)6941-3650